

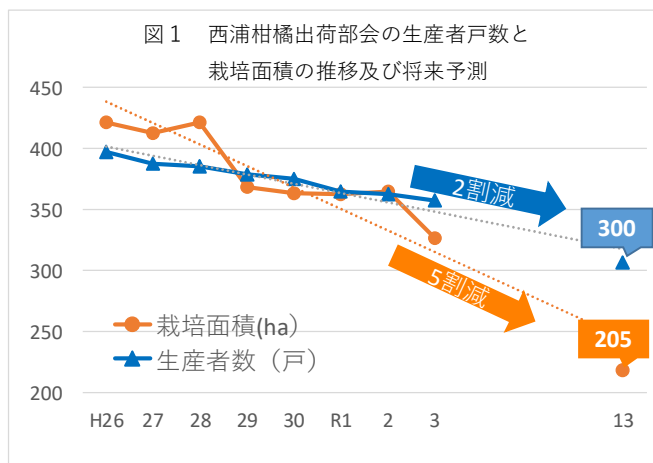
規模拡大や生産効率の向上による土地利用型作物の経営強化

～西浦みかん産地構造改革の取組～

活動期間：令和4年度

○ 取組の背景

- 1 沼津市西浦は温州みかん‘寿太郎温州’を主力とした本県有数の柑橘産地である。
- 2 産地の半分が16度以上の傾斜に立地し、園地条件の悪さが規模拡大を阻む要因となっている。
- 3 生産者1人あたり面積は1ha程度と、大規模農家が少ない。
- 4 R13年にはH26年と比べ生産者戸数2割減、栽培面積5割減の予想となっている。
- 5 R3年度に作成した人・農地プランでは、一筆ごとの園地利用意向の把握ができていないため、園地の流動化が加速していない。



○ 課題・目標

- 1 樹園地における地域計画の策定
 - ・農家の高齢化により荒廃が予想される園地を効率的に活用するため、集落ごとの話し合いにより地域農業のあり方(地域計画)を検討し、担い手と園地の結びつけを行う。
- 2 産地の中心となる優れた担い手の確保
 - ・生産者の約7割が現時点で後継者の就農見込みが立っていないことから、農地集約、省力化などの推進によりみかん経営の魅力を高め、後継者の就農意欲を高めるとともに、地域外から優秀な人材を確保する体制を整える。

普及指導員の活動

○ 推進方向1「地域計画の策定」

- ・R4年7～8月：一筆ごとの園地利用意向アンケートを作成し、耕地面積が少ない集落等を除いた266人、356ha分の調査用紙を配布した。
- ・R4年8～9月：回収した205人、1,226筆、301haの園地データを農地台帳と突合・修正し、集落ごとに利用意向を反映したGISによる地図を作成した(図2)。貸出意向のある全園地は186筆、45haであった。
- ・R4年10～11月：作成した地図をもとに、9集落で座談会を開催し、貸出希望園地の活用や将来の地域の農業のあり方について検討した。
- ・R4年12月：貸出園地の現地確認や園地情報の取り扱いなどについて関係機関で検討した。

図2 調査結果を反映したGIS地図と地図を用いた集落での話し合い



○ 推進方向2「担い手の確保」

- ・R4年4～9月：関係機関と新規就農者受入体制づくりのための方向性と役割分担を決定した。
- ・R4年9月：新規就農者※の受入体制を整えるため、地域受入連絡会準備会(JA主体)を設置した。
- ・R4年10～11月：農家後継者の就農促進のため、「経営発展支援事業」等の説明を集落ごとに実施した。

※ここでいう新規就農者とは、「農家後継者の就農者」と「ニューファーマー」のことである

具体的な成果

■目標地図の原案作成

- ◇園地一筆ごとの利用意向を9集落、301ha分(西浦全体のみかん園地の76%)を把握した。
- ◇集落座談会で、一筆調査の補足情報や調査未回答園地、園地台帳未記載園地の情報を把握した。
- ◇また、園地の貸し借りについての話し合いの結果、代表的な意見と今後の取組方向は以下のとおりとなった。
 - ①園地の貸出希望はあるが、地域の担い手は労力的にこれ以上の規模拡大ができないため、ニューファーマーを受け入れるべきとの意見が出た。⇒ニューファーマー受入地域として支援する。
 - ②農家後継者が出てくる可能性が数件ある。⇒農家後継者の就農促進のため、補助金等のPRと活用支援を行う。
 - ③一部の集落においては、園地を貸し出さない雰囲気地域にあり、規模拡大を希望する担い手はいるが、借りることができない。⇒他地域への出作を進めるため、集落を越えた園地マッチングを行う。

■地域計画の原案作成

- ◇西浦みかん産地の主要な9集落で、今後の地域農業のあり方を示した地域計画の原案となる意見が集約されたことから、これらの集落で地域計画が策定される見込みとなった。
- ◇なお、地域から出された意見を集約すると、地域の課題は「①作業性の悪い園地が多い→②規模拡大が困難→③所得が少ないまま頭打ち→④農家後継者が跡を継がない→⑤生産者の高齢化」にまとめられた。
- ◇そこで、今後作成する地域計画では、園地改良、園地集約、省力化機械などの活用による労働生産性の改善と担い手の確保・育成等に取り組むこととし、合わせて、現在作成中の産地構造改革計画に反映する。

■産地の中核となる優れた担い手の確保と支援の体制づくり

- ◇地域受入連絡会を設立することができた。
- ◇農家後継者が就農を目指すことができる「就農モデル」の作成、ニューファーマーの「研修農家」の決定などができた。
- ◇農家代表者や関係機関にニューファーマーを地域で受け入れ、支援していこうという意識が芽生え、農家後継者1名の就農促進とニューファーマー1名の支援をモデル的に実施した。

図3 取組の全体像(R4は赤字部分を中心に推進)

産地構造改革計画※(見直中)

○労働生産性の改善

- ・園地改良
- ・園地継承、集約
- ・樹形改良、スマート農業推進

○担い手の確保・育成

- ・後継者、ニューファーマー確保育成体制整備、受入・支援実施
- ・高齢化に対応したサポート

○その他

- ・獣害対策
- ・地域住民の主体的で継続的な地域活性化の取組推進

※産地構造改革計画とは、農林水産省生産局長通知に基づき、産地自らが産地の特性や意向を踏まえ、産地毎に目指すべき具体的な姿(目標)を定めた計画を策定し、その計画に基づく取組を推進することにより、産地の構造改革を推進するものです。

今後の方向

- 貸出予定園地45haに加え、残すべき農地を現地確認し、担い手への農地集積を進める。
- 地域受入連絡会の運営により、農家後継者の就農促進とニューファーマーの受入を開始する。
- 園地基盤整備の計画づくりを進め、省力化・規模拡大を目指す。
- 機能を向上した選果場整備を進めるため、生産維持のための産地構造改革計画の策定と戦略の実行を行う。